

開成町工事検査要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、開成町が発注する工事の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事 開成町が発注する建設業法別表上欄に掲げる工事及び解体工事

(2) 工事担当課 工事を発注している課

2 前項の定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、開成町契約規則（昭和49年規則第5号。以下「契約規則」という。）及び開成町工事執行規則（平成7年規則第13号）の例による。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形検査及び中間技術検査とする。

(1) 完成検査は、工事が完成したときに行う。完成検査では、出来形検査、中間技術検査において検査済み部分（部分引渡を受けたものは除く。）も必要に応じ確認することができるものとする。

(2) 出来形検査は、工事の既成部分について部分払いをしようとするとき若しくは工事の中止、打切り（工事請負契約約款第4条により履行保証を請求した場合を含む。）又は

(3) 中間技術検査は、工事の施工中で別に定める開成町工事中間技術検査実施要領（平成21年開成町訓令第 号。以下「中間技術検査実施要領」という。）に基づき行うものとし、

第7条、第12条、第13条、第16条から第19条まで及び第22条は適用しないものとする。

(検査員)

第4条 検査員には、次の各号に掲げる職員をあてるものとする。

(1) 財務課にあっては、課長又は課長が命ずる所属する職員（以下「財務課検査員」という。）

(2) 工事担当課にあっては、課長又は課長が命ずる所属する職員（以下「工事担当課検査員」という。）

(検査の範囲)

第5条 財務課検査員は、設計金額130万円以上の工事の完成検査及び出来形検査を行う。

2 前項以外の工事の検査については、工事担当課検査員が行う。

第6条 前条の規定にかかわらず、財務課長は所属の職員によって検査を行うことが困難又は適当でないと判断したときは、他課等に検査を依頼することができる。

(検査の命令)

第7条 検査の命令は、工事完成検査届（開成町工事執行規則第5号様式）又は出来形検査申請書（開成町工事執行規則第8号様式）の余白に命令事項を記入し押印することとする。

第2章 検査の実施

(検査員の心得)

第8条 検査員は、検査にあたりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

(検査依頼)

第9条 工事担当課は、第5条第1項の工事で工事完成検査届又は出来形検査申請書を受理したときは、速やかに財務課に合議して検査の依頼をしなければならない。

また、出来形検査申請書の場合には、出来高を査定の上、速やかに財務課に合議して検査の依頼をしなければならない。

(検査の時期)

第10条 完成検査及び出来形検査は、工事完成届及び出来形検査申請書を受理した日から14日以内に行わなければならない。

(検査の立会)

第11条 検査に際しては、監督員及び工事担当課の課長が指名した職員が立会うものとする。この場合において工事担当課の課長は、当該工事の請負者（又は現場代理人）及び主任（監理）技術者を立会わせなければならない。また、設計監理及び現場技術業務を委託している工事にあたっては、工事監理者等も立会わせなければならない。

(検査の準備)

第12条 検査に際して監督員及び請負者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

(1) 監督員

ア 契約書、設計図書、工事施工管理資料、材料検査、指示書及び工事打合簿等工事施工上の関係書類

イ 施工管理基準、検査基準に基づく破壊検査及び検査員からあらかじめ指示された場合の破壊の請負業者への指示及び確認

ウ その他必要とされるもの

(2) 請負者

ア 工事施工にあたって作成したすべての工事施工管理資料及び材料検査の記録

イ 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示

ウ 他の官公庁との手続き関係書類等

エ 検査に必要な用具

オ 監督員の指示による検査のための破壊

カ その他監督員から指示された事項

キ その他必要とされるもの

(検査の実施)

第13条 検査員は契約書、設計図書、工事写真及びその他の関係書類に基づいて、工事の実施について、確認しなければならない。

2 前項にかかわらず、実地について明視することが出来ない地下もしくは水中その他外

部からは検査を行い難い部分については、出来形管理写真等によりこれを確認することができる。

（検査の技術基準）

第14条 検査員が検査を実施するにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによる。

（破壊検査）

第15条 検査員は検査にあたり必要があると認めたときは、既成部分の一部を破壊もしくは試験等によりその内容を確認するものとする。

（工事の手直し命令）

第16条 検査員は検査の結果、工事の既成部分が契約内容に適合しない場合は、遅滞なく手直しをさせなければならない。

2 前項の手直し命令は、財務課検査員による検査にあつては、財務課長が工事手直し通知書（第1号様式の1）により指示事項を工事担当課の課長に通知し、これに基づき工事担当課の課長が請負者に工事手直し指示書（第1号様式の2）を交付することによって行う。

（手直し工事の施工）

第17条 請負者は、前条により指示があった場合は、すみやかに手直し工事を施工しなければならない。

2 請負者は、手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届（第1号様式の3）を工事担当課の課長へ提出しなければならない。

（再検査）

第18条 工事担当課の課長は手直し工事完了届を受理したときは、再検査を行わなければならない。財務課検査員による検査の場合にあつては、手直し工事完了届を財務課に合議し、再検査を受けなければならない。

2 前項による検査は手直し部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれにあてるものとする。ただし、やむ得ない場合は他の職員をあてることができる。

3 前2項により検査を完了したときは、検査員は工事手直し確認書（第1号様式の4）により、検査命令者に報告しなければならない。

（工事の軽微な手直し）

第19条 検査員は検査の結果軽微な手直しの必要があると認めたときは、工事結果指摘（手直）事項調書（第2号様式）により監督及び現場監理を委託している監理事務所等に指示するものとする。

2 請負者は前項の指示を受けたときは速やかに手直しを実施し、その完了について監督員の確認を受けなければならない。

3 監督員は手直し完了を確認したときは、遅滞なく工事結果指摘（手直）事項調書により検査員に報告する。

（検査の中止）

第20条 検査員は検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、ただちに検査命令者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 請負者若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 工事の施工状況が設計書と著しく相違しているとき又は工事の施工結果に重大な欠陥を発見したとき

(3) 前2号のほか検査の実施が困難となったとき

(検査の復命)

第21条 検査員は、完成検査が完了したときは、開成町請負成績評定要領（平成19年訓令第19号。以下「成績評定要領」という。）第2条の規定により工事成績評定を実施する場合においては工事成績評定完成検査調書（第3号様式）により、工事成績評定を実施しない場合においては完成検査調書（第4号様式）により、契約担当者に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、検査員は、出来形検査が完了したときは出来形検査調書（第5号様式）により、中間技術検査が完了したときは中間技術検査実施要領第8条第1項に規定する中間検査報告書により、契約担当者に報告しなければならない。

3 前2項の規定に基づき報告を行う場合は、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 成績を評定した書類

(2) 検査の際撮影した写真

(3) 手直しを命じた工事にあつては工事手直し確認書

(4) その他町長が必要と認める書類

4 工事の成績評定は、成績評定要領及び開成町土木工事検査基準又は開成町建築工事検査基準に基づき行うものとする。

第3章 雑則

(検査結果の連絡)

第22条 財務課長は、完成検査、出来形検査及び中間技術検査を実施した場合は、完成検査調書等を工事担当課に合議し、決裁を受けた完成検査調書の写しを工事担当課に送付する。

(実施細目)

第23条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成17年9月29日開成町訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日開成町訓令第14号）

この訓令は、公表の日から施行する。

第 1 号様式の 1（開成町工事等検査要綱 第 1 6 条関係）

工 事 手 直 し 通 知

年 月 日

（工事担当課）長 様

財 務 課 長

工 事 名			
請 負 者 名		契 約 金 額	
工 事 場 所		検 査 年 月 日	年 月 日

上記工事について、検査を実施したところ次の補修（改造）が必要ですので、手直しを指示されるよう通知します。

手直し工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
指摘事項及び手直し事項		

第 1 号様式の 2（開成町工事等検査要綱 第 1 6 条関係）

工 事 手 直 し 指 示 書

年 月 日

（ 請 負 者 ） 様

（ 工事担当課 ） 長 印

工 事 名			
請 負 者 名		契 約 金 額	
工 事 場 所		検 査 年 月 日	年 月 日

上記工事について、検査を実施したところ次の補修（改造）が必要ですので、手直しを指示します。

なお、手直しが完了したときは工事手直し完了届を提出してください。

手直し工事期間	年	月	日から	年	月	日まで
指摘事項及び手直し事項						

第 1 号様式の 3（開成町工事等検査要綱 第 1 7 条関係）

工 事 手 直 し 完 了 届

年 月 日

（工事担当課）長 様

（ 請 負 者 ） 印

工 事 名			
請 負 者 名		契 約 金 額	
工 事 場 所		検 査 年 月 日	年 月 日

上記工事について、次の指示のとおり手直しを完了しましたので届け出ます。

手直し工事期間	年	月	日から	年	月	日まで
指摘事項及び手直し事項						

第 1 号様式の 4（開成町工事等検査要綱 第 18 条関係）

工 事 手 直 し 確 認 書

年 月 日

財 務 課 長 様

検 査 員 （ 職 ・ 氏 名 ） 印

工 事 名			
請 負 者 名		契 約 金 額	
工 事 場 所		検 査 年 月 日	年 月 日

上記工事について、手直し工事が指示のとおり完了したことを確認しましたので、報告します。

手直し工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
指摘事項及び手直し事項		

第2号様式（開成町工事等検査要綱 第19条関係）

工事結果指摘（手直）事項調書

工 事 名			
工 事 場 所			
検 査 年 月 日	年 月 日	検査の種類	
検 査 員	(課 名 ・ 職 ・ 氏 名)		
請 負 者 名		契 約 金 額	
工 事 概 要			
契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	出 来 高	
監 督 員	(課 名 ・ 職 ・ 氏 名)		
監 理 事 務 所 等			
下記の指摘事項は 年 月 日から 年 月 日までの 日間で完了いたします。 年 月 日 請負者 印			
指摘事項			
上記指摘事項の手直しが完成したことを確認しました。 年 月 日 監督員 印			

* 監督員は、手直し確認後、原本を検査員に提出すること。

施行取扱上の注意				起案	年 月 日			起案者		
				決裁	年 月 日					
町 長	副町長	教育長	部 長	担当課名	課 長	課 員	行政推進部	部 長	課 長	課 員

工事成績評定完成検査調書

事業名			
請負者			
事業場所			
契約金額			
契約年月日	年 月 日		
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
着手年月日	年 月 日		
完成年月日	年 月 日		
完成届受理年月日	年 月 日		
検査結果	評 定 者	評 価 内 容	
	監 督 員 ()	点 ×	点
	担 当 課 長 ()	点 ×	
	検 査 員 ()	点 ×	
	法令等の遵守		
	評 定 の 結 果	合計 点 (ランク)	
備 考	立会者		

上記のとおり別紙設計書及び図面により完成検査を終了しました。

年 月 日

検査員



開成町長

殿

施行取扱上の注意				起案	年 月 日			起案者		
				決裁	年 月 日					
町 長	副町長	教育長	部 長	担当課名	課 長	課 員	行政推進部	部 長	課 長	課 員

完 成 検 査 調 書

事 業 名			
請 負 者			
事 業 場 所			
契 約 金 額			
契 約 年 月 日	年 月 日		
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 届 受 理 日 年 月 日	年 月 日		
検 査 結 果	事項	細 目	評 価
	出来形及び品質	写 真 及 び 書 類 の 整 理	
		出 来 形	
		品 質	
		出 来 映 え	
	そ の 他 の 事 項		
備 考	立会者		

上記のとおり別紙設計書及び図面により完成検査を終了しました。

年 月 日

検査員



開成町長

殿

施行取扱上の注意				起案	年 月 日			起案者		
				決裁	年 月 日					
町 長	副町長	教育長	部 長	担当課名	課 長	課 員	行政推進部	部 長	課 長	課 員

出来形検査調書 (第 回)

工 事 名		
請 負 者		
事 業 場 所		
契 約 金 額		
支 払 済 金 額		
今 回 査 定 額		
契 約 年 月 日	年 月 日	
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
着 手 年 月 日	年 月 日	
出 来 高 査 定 日	年 月 日	
出 来 形 検 査 日	年 月 日	
支払済金額内訳書	前 金 払 額	
	第 回 部 分 払 額	
	第 回 部 分 払 額	
	第 回 部 分 払 額	
工事担当課名		
出来形検査 立 会 者		

上記のとおり別紙設計書及び図面により出来形検査を終了しました。

年 月 日

検査員



開成町長

殿